

# 経済産業省

平成24・03・23貿局第1号  
輸出注意事項24第26号

輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等についての一部を改正する通達を次のように定める。

平成24年4月2日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について(平成13年5月16日・貿易経済協力局安全保障貿易管理課)の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成24年4月1日から施行する。

「輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について(お知らせ)」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について(平成13年5月16日・貿易経済協力局安全保障貿易管理課)

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という。)第1条第一号から第三号(試薬又は標準物質として使用されるものであって、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものを除く。)まで、第四号イ、第五号、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二若しくは第十号の三のいずれかに該当するものの輸出又は外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するものの提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為については、二国間の原子力協定等の政府間取極に基づく手続が必要となる場合がありますので、申請に先立って、<u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>へ問い合わせてください。</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という。)第1条第一号から第三号(試薬又は標準物質として使用されるものであって、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものを除く。)まで、第四号イ、第五号、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二若しくは第十号の三のいずれかに該当するものの輸出又は外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するものの提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為については、二国間の原子力協定等の政府間取極に基づく手続が必要となる場合がありますので、申請に先立って、<u>資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課</u>へ問い合わせてください。</p>